

高松市監査委員告示第17号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

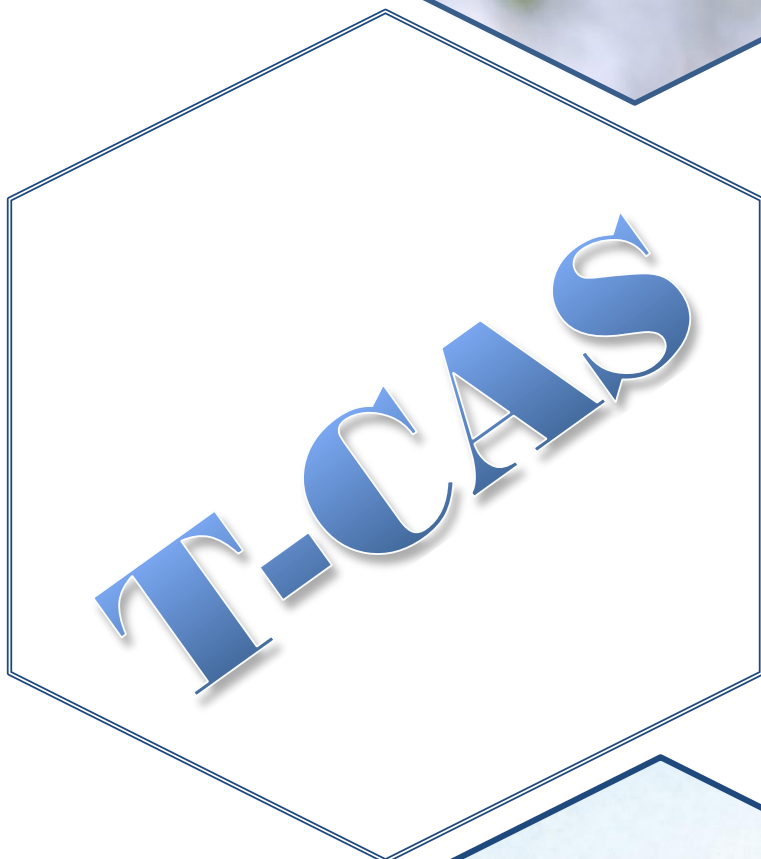
令和2年5月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

# 監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和2年5月29日)



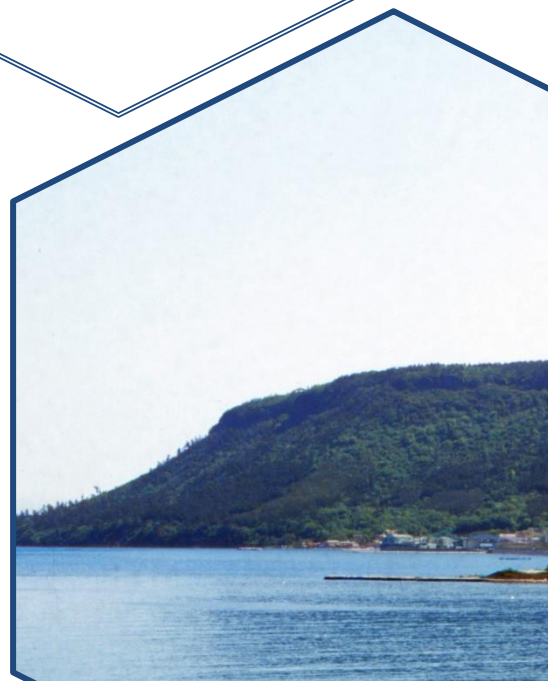
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.5.29

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘 【重点】	行政財産の目的外使用にあたり、使用料を減免しているにもかかわらず、使用者から減免申請書を徴していないもの	P26	環境局 環境業務課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生センター	R2.4.17

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項  
(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の目的外使用にあたり、使用料を減免しているにもかかわらず、使用者から減免申請書を徴していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年4月17日
所管課等	環境局 環境業務課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生センター
措置結果	本件指摘事項について、平成30年度までは、行政財産使用許可申請書の使用料欄に免除と記載されていること等をもって、減免申請書が提出されたものとみなしていたが、31年度分からは、減免を希望する全ての者から減免申請書を徴し、適正に事務処理を行うこととした。

正

誤

令和2年7月16日

(原稿誤り)

告示番号	正誤の箇所	誤	正
令和2年高松市監査委員告示第14号 令和2年高松市監査委員告示第17号 令和2年高松市監査委員告示第18号 令和2年高松市監査委員告示第20号 令和2年高松市監査委員告示第21号	柱書き	第199条第12項	第199条第14項